



神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 7F  
 TEL: 078-361-2031 FAX: 078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F  
 TEL: 079-286-5030 FAX: 079-286-5040

URL: <http://www.roumpro.com> メール: [info@sssr.jp](mailto:info@sssr.jp)  
 発行元: 社会保険労務士法人 庄司茂事務所

<代表 庄司 茂 より一言>



Z世代とは、厳密な定義はありませんが、主に1990年代後半から2000年代前半（2021年現在の年齢は10代～20代前半）に生まれた世代のことを指します。主に1960～70年代に生まれた人をX世代、1980～90年代に生まれた人をY世代（ミレニアル世代ともいう）と呼び、「Y」の次世代という点からZ世代という名称が付けられました。子どもの頃からインターネットや各種デバイスが身近にあり、それらを利活用しているデジタルネイティブであることが最大の特徴です。そのため、ネットリテラシーが高く、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）、動画配信、AIなどの最新のテクノロジーに関心を持っていることも特徴です。この世代の学生時代には、スマートフォンが普及し、SNSも一般的になりました。SNSをコミュニケーションツールとして使いこなし、情報収集や情報発信をすることからSNSネイティブ世代とも呼ばれています。SNSを通じて性別、年齢、国籍に関わらず様々な人と交流し、意見交換を行っています。そこで様々な価値観に触れお互いの個性を尊重するため、多様性（ダイバーシティ）や個性を重視する傾向にあるようです。Z世代は、現在現役で働いているX世代、Y世代とは異なった価値観を持った世代であるため、彼らが今後社会に進出、活躍し消費を支える年齢層になったときの働き方や企業活動、マーケティング等への影響が注目されています。企業としては、彼らの特徴を理解し受け入れる体制を準備することが必要です。

助成金情報

◆12月以降の雇用調整助成金の特例措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、雇用調整助成金に特例措置が設けられ、これまで特例措置の延長が繰り返し行われてきました。

この**特例措置が令和4年3月まで延長され**、11月30日までとなっていた**現在の助成内容も12月末まで継続される予定**であることが公表されました。雇用調整助成金はこのように変更になることがあるため申請にあたっては最新情報や最新の申請様式の確認をしましょう。

副業・複業について

◆「副業・複業」を認める企業は約4割以上

アデコ株式会社が実施した「副業・複業に関するアンケート調査」（上場企業に勤務する30代から50代の管理職（部長職・課長職510名）によると、「副業・複業」を認める企業は**約4割以上（平成30年より15ポイントアップ）**となりました。企業が副業・複業を認めている理由は上位から「本人のスキルアップにつながるから」、「イノベーションの促進」となっており、長期的な視点でのメリットが上昇傾向になっています。

一方、半数以上の企業はいまだに「副業・複業」を認めず、現在「副業・複業」禁止の企業で、将来的に認めることを検討しているのは2割以下となっています。

副業・複業を行っている人の雇用について「受け入れている」企業は3割以下、「受け入れる予定がない」は半数以上という結果が出ています。今はまだ副業を認めることに消極的な企業が多いですが、**だんだんと副業等を認める方向に向かってはいるようです。**

副業等に関しては、労働時間の把握（労働時間の自己申告制、通算ルールによる管理など）、割増賃金支払い義務、健康管理など、気を付けなければならない点が多くあります。自社の社員が副業先で休業が必要な労災となってしまった場合、当然ながら自社の業務にも影響が出ます。自社の業務に専念する義務があること、労働時間の報告義務なども含めて社員と誓約書を交わすこと、関連する就業規則などを整備することは必須でしょう。

◆マルチジョブホルダー制度

副業・複業が普及する中、複数の事業所で働く労働者が増加している状況に対応するため、**令和4年1月から「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設され、65歳以上の労働者に対し適用**されることになりました。

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、1つの事業所では雇用保険の適用要件は満たさないものの、2つの事業所での勤務を合計して次の要件をすべて満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。

■適用要件

- ・ 複数の事業所に雇用される **65歳以上の労働者** であること



・ 2つの事業所(1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の**労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上**であること

・ 2つの事業所のそれぞれの**雇用見込みが31日以上**であること

#### ■取得手続き等の流れ

通常の雇用保険資格の取得・喪失手続きと異なり、マルチジョブホルダー制度は、マルチ高齢被保険者としての適用を希望する**労働者本人が手続きを行います**。

事業主は、労働者本人から手続きに必要な雇用の事実や所定労働時間等の証明を求められたときに、その証明を行います。この証明に基づき、労働者本人が適用を受ける2つの事業所の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。**ハローワークでは申出の内容を確認し、取得手続きを行ったうえで、労働者本人および適用となった2つの事業所に通知します。**

**事業主はこの通知に基づき、給与から雇用保険料の控除をし、年度更新において雇用保険料を納付します。**

現状では65歳以上の労働者に限られているため、被保険者となる対象者は限定的であると思われます。しかし、適用要件を満たした従業員が手続きを行うことで、ハローワークから会社に対して資格取得の通知が来るため、制度の概要は押さえておきましょう。

## 令和2年の年末賞与支給状況

### ◆支給事業所数割合は低下

厚生労働省の毎月勤労統計調査結果から事業所規模別に令和2年の年末賞与1人平均支給額をみると、常用労働者5~29人の事業所が前年比1.6%減少の26.9万円、30~99人が同0.1%増の35.1万円となりました。きまって支給する給与に対する支給割合(以下、給与に対する支給割合)は、5~29人が0.99ヶ月、30~99人が1.15ヶ月で、令和元年と同程度となっています。

**支給事業所数割合は5~29人が66.8%、30~99人が89.0%です。**令和元年は5~29人規模が70%を、30~99人規模が90%を超えていましたので、低下していることがわかります。

### ◆産業や規模で異なる状況に

産業別の状況を見ると5~29人では、2万円台から60万円台、30~99人では2万円台から70万円台と、金額に大きな開きがあります。**前年比もどちらの規模も100%を超える増加がある一方で、50%を超える減少がみられます。**給与に対する支給割合では、2ヶ月を超える産業はありませんでした。支給事業所数割合は、30~99人では100%の産業がある一方、どちらの規模も

30%台の産業がみられる結果となりました。

## 令和2年「転職者実態調査」

### ◆現在の勤め先に満足な転職者は、不満足な転職者を大幅に上回る

厚生労働省は11月8日、令和2年「転職者実態調査」の結果を公表しました。「転職者実態調査」は、転職者の採用状況、就業意識等の実態を把握することを目的としています。

転職者の現在の勤務先における満足度については、「満足」「やや満足」とした割合の合計は53.4%、「不満」「やや不満」の合計は11.4%で、**その差で表す「満足度指数」は、「職業生活全体」で42ポイントとなっています。**「職業生活全体」を事業所規模別にみると、**事業所規模が大きいほどポイントが高く、満足度項目ごとにみると、すべての項目で「満足」が「不満」を上回っています。**特に「仕事内容・職種」が60.5ポイントと最も高く、「賃金」が最も低く19.5ポイントとなりました。

### ◆事業所による転職者の募集方法と、転職者による転職活動の方法

転職者がいる事業所の転職者の募集方法(複数回答)は、「**ハローワーク等の公的機関**」とする**事業所割合が最も高く57.3%**で、次いで「求人サイト・求人情報専門誌、新聞、チラシ等」が43.2%、「縁故(知人、友人等)」が27.6%となっています。

一方、転職者がどのような方法で転職活動を行ったか(複数回答)をみると、「**求人サイト・求人情報専門誌・新聞・チラシ等**」が**39.4%と最も高く**、次いで「ハローワーク等の公的機関」が34.3%、「縁故(知人、友人等)」が26.8%となっています。

### ◆転職者の処遇決定(賃金、役職等)の際に考慮した要素

転職者がいる事業において、転職者の処遇決定の際に考慮した要素をみると、「**これまでの経験・能力、知識**」とする**事業所割合が74.7%と最も高く**、次いで「年齢」が45.2%、「免許・資格」が37.3%となっています。

## <事務所からのご案内>

今年も残すところあと僅かとなりました。皆様には1年間大変お世話になり、心より感謝しております。来年も法律改正や助成金の案内等、皆様のお役に立つ情報をお伝えしていきます。なお、弊事務所の営業は12月28日まで、12月29日~1月3日は休ませていただきます。新年は1月4日から営業開始となりますのでよろしくお願いいたします。